

2023 年 7 月 27 日

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人日本適合性認定協会
CB 認定ユニット

**FSSC 22000 Version 6 発行に伴うマネジメントシステム認証に関する
認定の移行要領**

1. 適用範囲

本文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）から **FSSC 22000** 認証に関する認定を受けている認証機関（以下、「認証機関」という）に対し、**FSSC 22000 Version 5.1**（以下、「旧基準」という）に基づく認定から **FSSC 22000 Version 6**（以下、「新基準」という）に基づく認定へ移行するために行う審査（以下、「移行審査」という）に適用する。

2. 関係文書

2.1 引用文書

次に挙げる基準は、別途定める場合をのぞき、変更することなく適用する。

JAB 200 認定マニュアル

2.2 移行審査の基準

次に挙げる基準は、**FSSC 22000** に関する認定の新基準として、認証機関の移行審査及び関連する認定活動に適用する。

- ・ **FSSC 22000 Version 6**（2023 年 4 月発行）
- ・ **REQUIREMENTS V6 UPGRADE PROCESS** (First issue, 01 April 2023)
- ・ **ISO 22003-1 : 2022**（2022 年 6 月発行）

2.3 関連文書

23-認シス第 038 号 ISO 22003-1 2022 への食品マネジメントシステム認証に関する認定の移行要領

3. 移行の手順

認証機関は、次の要領で移行審査を受けなければならない。

3.1. 移行期限

移行期限は、**2024 年 3 月 31 日**とする。

既存の旧基準に基づく認定からの継続性を確保するために、**2024 年 3 月 31 日**までに新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。移行期限までに新基準に基づく認定に移行できない場合は認定を取り消す。

2024 年 4 月 1 日以降は、旧基準に基づく認定は無効となる。

3.2 移行審査の時期

3.2.1 移行審査の開始

認証機関は、以下に示す移行関連文書の提出時期を、2023 年 8 月 31 日までに本協会に通知すること。この通知先は、3.2.2 に示す E-mail による。

本協会は、2023 年 9 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日の間で、移行関連文書の提出を受け付け、受付が完了した認証機関から順次審査を開始する。

なお、移行審査は、すべての証拠文書の受領後に開始する。

2023 年 10 月 31 日までに提出が間に合わなかった場合は、文書の提出時期を別途調整する。

3.2.2 移行関連文書の提出

移行審査申請時には以下の移行関連文書を提出すること。

ISO 22000:2018 の認定を有する認証機関の場合は、23-認シス第 038 号「ISO 22003-1:2022 への食品安全マネジメントシステム認証に関する認定の移行要領」に基づき、ISO 22003-1:2022 に基づいた ISO 22000:2018 の認定への移行を同時に申請しなければならない。尚、以下の項目について、同一の文書となる場合は、その旨を明記することにより、重複して提出する必要はない。

- a) 最低限、新基準の変更に加え、ISO/TS 22003:2013 から ISO 22003-1:2022 への変更を網羅する差分分析資料
- b) 認証機関の移行または実施計画資料（差分分析結果を踏まえ、認証機関のマネジメントシステムにおいて特定されたあらゆる不備へのアクションプラン及び実施状況の資料）
- c) 次の(1)～(5)の事項に留意し、全ての新基準の要求事項が認証機関のマネジメントシステムに反映されていることを示す文書または記録（含む、新基準に対応したシステム文書、新基準とシステム文書との対照表）
 - (1) ISO 22003-1:2022 要求事項
 - (2) 新基準及び移行プロセスに関する要求事項
 - (3) 新基準に関する被認証組織への通知情報
 - (4) 認証機関の全ての要員に対する教育・訓練（手順及び記録）
 - (5) 認証審査員の資格（手順及び記録）
- d) 認証の移行計画

提出先は次のとおり

公益財団法人 日本適合性認定協会

CB 認定ユニット CB 業務担当 クライアントサービス担当

E-mail: cs-cb@jab.or.jp

移行期限の 4 か月前までに移行審査（文書レビュー）が完了していない場合、新基準に対する認定の移行の決定が移行期限までに行われない可能性が生じる。

3.3 移行審査

3.3.1 移行審査の方法

本協会は、文書レビューにより、システム文書変更状況を確認する。文書レビューにて追加で確認が必要な事項が生じた場合、別途、現地又は遠隔での事務所審査を計画する場合がある。

3.3.2 標準審査工数

移行審査にかかる工数は、標準的に次のとおり。文書レビューの結果によっては工数を増加させることがある。

移行審査の種類	文書レビュー	事務所審査 (該当の場合)
臨時審査 (ISO 22003-1:2022 への移行と同時)	4.0 人日 (ISO 22003-1:2022 への移行審査を含む)	(審査内容による) (ISO 22003-1:2022 への移行審査を含む)

3.3.3 移行審査報告

移行審査報告は JAB 200 の 6.8 に準じて行う。

3.3.4 不適合

不適合の処置は、JAB 200 の 6.9 及び 11 に定める手順にて取り扱う。認定基準に新基準を含む認定が授与されるに先立ち、すべての不適合は解決されていなければならない。

3.3.5 認定の移行に関する決定及び認定の授与

認定の移行に関する決定は、認定委員会が移行審査の結果に基づいて行う。本協会は認定委員会の決定を認証機関に通知し、新基準 Part 5 第 2.2.2 項 (SCOPE OF ACCREDITATION) の要求及び付 属 書 (Annex) 4 : AB ACCREDITATION CERTIFICATE を満たす内容で認定証の改訂を行う。

なお、新基準への認定の移行には、ISO/TS 22003:2013 に基づいた ISO 22000:2018 の認定から ISO 22003-1:2022 に基づいた ISO 22000 : 2018 の認定の移行が含まれる。

4. 認定移行後の対応

本協会は、認定移行後、新基準に基づく運用状況を確認可能な定期審査(事務所審査)にて当該運用状況を確認する。

5. 新たに認定を申請する認証機関

本要領書発行後の FSSC 22000 に関する初回及び拡大認定申請の受付は、新基準に基づくもののみとする。尚、新基準に基づく組織審査立会は 2024 年 4 月 1 日以降でな

ければ実施できないため、組織審査立会の結果を含む認定の決定までに時間を要することがある。

以上